出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年一月二十日開催の臨時総会において、出資一口の金額を五万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十二年四月八日

沖縄県浦添市港川二丁目二番一号

沖縄県エステティック・スパ協同組合

代表理事　新城　恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三千五百万円減少し、金二億九千三百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年五月十日であります。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=96083685

平成二十二年四月八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

イチローシックス特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

特定社債権者集会召集公告

特定社債権者各位

左記のとおりサムティ・レジデンシャル・ファンド特定目的会社第三回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会を開催致しますので公告します。

記

一、日時　平成二十二年四月三十日（金曜日）午前十時〇〇分

二、場所　当会社会議室（大阪市淀川区西中島六丁目五番三号）

三、集会の目的たる事項

議案　本特定社債に係る社債要項の一部を変更する件

提案の理由　本特定社債に係る社債要項上の期限の利益喪失事由等を追加するため

四、出席しない特定社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することとするときは、その旨

出席しない特定社債権者は、電磁的方法によって議決権を行使することができない。

五、書面による議決権の行使の期限

平成二十二年四月二十八日（水曜日）午後五時までとする。

六、議案に対する賛否の記載のない議決権行使書面が提出された場合における議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

賛成表示があったものとして取り扱うこととする。

右記議案は、本特定社債に係る社債要項の記載を変更するために提出されるものです。右記議案に関する詳細は左記にご照会下さい。

平成二十二年四月八日

大阪市淀川区西中島六丁目五番三号

サムティ・レジデンシャル・ファンド特定目的会社　取締役　野坂　照光

訂正公告

平成二十二年三月十九日（号外第五十七号）掲載の第三十五期決算公告中、「平成二十一年十月三十一日現在」とあるは「平成二十一年十月三十一日現在」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十二年四月八日

愛知県豊橋市立花町五七番地

中部クレジット販売株式会社

代表取締役社長　古澤　功三

訂正公告

平成二十二年四月五日掲載のディエイチ・リーシング合同会社に係る訂正公告中、甲の商号「ディエイチ・リーシング合同会社」とあるは「ディエイチ・リーシング合同会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年四月八日

扱　店

訂正公告

平成二十二年四月一日掲載の有限会社エム・テイー・ワイに係る資本金の額の減少公告中、「資本金の額を一六〇〇円減少し三〇〇万円とする」とあるは「資本金の額を一六〇〇万円減少し三〇〇万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年四月八日

扱　店

取消公告

平成二十二年三月二十五日（号外第六十二号）掲載の第三十三期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十二年四月八日

東京都板橋区成増一丁目三〇番一三号

株式会社スマイル

代表取締役社長　川口　和泉

正　誤

平成二十二年三月二十五日（号外第六十二号）公布内閣府令第十号（資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令）

（印刷誤り）

一二ページ下段別紙様式第一号8中

「

保有する特定出資の金額	割合
	%

」は

「

保有する特定出資の金額	割合
	%

」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
一三	上	終りから二	第三十五号	第三十六号
〃	〃	一三	三十六	三十七
一七	下	一三	三十五	三十六
〃	〃	中	別記様式第三十六	**別記様式第37**

同日（同号外）消防庁告示第四号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二〇	上	一二～一三	特定小規模施設用自動火災報知設備	加圧防排煙設備

同日（同号外）消防庁告示第五号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二〇	上	終りから一九	第三十三号	第三十四号
〃	〃	一八～一七	三十四	三十五
〃	〃	八	三十三	三十四
〃	〃	七	**別表第34**	**別表第35**
二三	下	一三	三十三	三十四
〃	〃	中	別記様式第三十四（その一）	**別記様式第34**
二四	上	中	別記様式第三十四（その二）	**別記様式第35**
〃	下	中	別記様式第三十四（その三）	

同日（同号外）消防庁告示第六号（消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二五	上	一四～一五	特定小規模施設用自動火災報知設備	加圧防排煙設備

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月八日付第七六号九六ページ

ージ●同日付政府調達第六六号八ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）